

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人信託協会
日本貸金業協会
沖縄振興開発金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構

財務省大臣官房信用機構課長

住宅ローン利用者に対する「地震保険」への加入促進について（協力依頼）

平素から、地震保険業務に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、住宅ローン利用者に対する「地震保険」への加入促進につきましては、昨年 3 月に同様の御協力をお願いしたところですが、各金融機関等におかれましては、「地震保険」の加入促進に多大なる御尽力をいただいております、深く感謝申し上げます。

昨年は、1 月 1 日に能登半島地震が発生し、また 8 月には初めての南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が公表されたところです。地震リスクに対する危機意識や地震への備えに対する関心が増々高まる中、「地震保険」に関する適切な情報提供の重要性が高まっている事情に鑑み、継続的に「地震保険」に係る取組の浸透を図ることを目的として、本年度も皆様の御理解と御協力を賜りたく、本協力依頼を発出することといたしました。重ねての依頼となり誠に恐縮ですが、御協力方、何卒よろしくお願いいたします。

改めまして、本協力依頼の趣旨をご説明申し上げますと、当省では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」という。）による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした「地震保険に関する法律」に基づき、損害保険会社と共同で「地震保険制度」を運営しています。

我が国では、住宅を購入する際、金融機関からの住宅ローン借入により資金を確保することが一般的となっていますが、過去の巨大地震等発生時に、住宅ローンの返済と住宅再建等の資金調達が必要となる、いわゆる二重債務問題の発生が度々懸念されてきたところ

です。

一般的に、住宅損害に対する事前の備えとしては火災保険が考えられますが、通常の火災保険では、地震等による損害に対する保険金支払は免責となっているため、地震等の損害に対する経済的な備えとして、我が国では法律に基づいて「地震保険」を創設し、その普及に努めているところです。

「地震保険」は、地震等に伴って生じる住宅ローンの二重債務問題等を必ずしも全て解消するものではないものの、上記の現状等に鑑みれば、通常の火災保険では補償されない地震等のリスクと、「地震保険」等の事前の備えの必要性につき、衡量する機会を提供できるようにする旨、その住宅ローン実行において、改めて徹底していくことは重要であることから、「地震保険に関する法律」第1条の「地震保険の普及」を図る観点より、下記の事項について協力を要請いたします。貴機関、貴協会会員金融機関等における現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 住宅ローンの実行（借換を含む）にあたり、自然災害による二重債務問題が生じるリスク、とりわけ通常の火災保険では免責となる地震等に係るリスクについても配意いただき、それらへの対応策の一例として、「地震保険」等の必要性についても、当該要請の趣旨を踏まえ、適切に説明するよう努めること。

なお、その説明に当たっては添付資料を参考とされたい。また、添付資料以外の資料等を使用することも差し支えない。

2. 前項の説明にあつては、「地震保険制度」の趣旨や付保割合等についても説明がなされ、地震等により住宅等に損害が生じた際に、地震保険金により住宅ローン返済が履行されるものといった誤解がなされないように留意すること。
3. 債権者にあつては、支払われた保険金について、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨を踏まえた対応がなされるよう努めること。

（添付資料）

- （1）政府が支える地震保険（財務省大臣官房信用機構課）
- （2）地震保険制度について（財務省大臣官房信用機構課）
- （3）備えて安心 地震保険の話（一般社団法人日本損害保険協会）

（添付資料に係る連絡先）

財務省大臣官房信用機構課地震再保険係
電話 03-3581-4111（内線 6318、2734）

以上